

平成 16 年 6 月 14 日

各 位

福岡市中央区草香江一丁目 7 番 16 号
キューサイ株式会社
代表取締役社長 長谷川 常雄
(コード番号:2596 東証第二部・福証)
問い合わせ
取締役管理本部長 原田 晋吾
TEL 092 - 724 - 0179

自己株式の処分及び株式の売出しに関するお知らせ

平成 16 年 6 月 14 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）
 - (1) 処分株式数 当社普通株式 850,000 株
 - (2) 処分価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、下記(3)処分方法に記載の売出価格決定日に決定する。
 - (3) 処分方法 売出しとし、野村證券株式会社、三菱証券株式会社及び新光証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、売出価格は日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、売出価格決定日（平成 16 年 6 月 22 日(火)から平成 16 年 6 月 25 日(金)までの間のいずれかの日。以下「売出価格決定日」という。）における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で売出価格決定日に決定する。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より当社に支払われる金額である処分価額を差し引いた額の総額とする。
 - (4) 申込期間 平成 16 年 6 月 28 日(月)から平成 16 年 6 月 30 日(水)まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は平成 16 年 6 月 23 日(水)から平成 16 年 6 月 25 日(金)までとなる。
 - (5) 払込期日 平成 16 年 6 月 30 日(水)から平成 16 年 7 月 5 日(月)までの間のいずれかの日。すなわち、上記(4)申込期間に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成 16 年 6 月 30 日(水)となる。
 - (6) 受渡期日 平成 16 年 7 月 1 日(木)から平成 16 年 7 月 6 日(火)までの間のいずれかの日。すなわち、上記(4)申込期間に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って受渡期日が最も繰り上がった場合は平成 16 年 7 月 1 日(木)となる。なお受渡期日は払込期日の翌営業日とする。
 - (7) 申込株数単位 100 株
 - (8) 上記の処分価額、売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については代表取締役社長長谷川常雄に一任する。
 - (9) 本売出しについては、本日付で証券取引法による有価証券通知書を提出する。

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 90,000 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 野村證券株式会社 90,000 株
売 出 株 式 数
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式を自ら売出すものとする。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記の売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については代表取締役社長 長谷川常雄に一任する。
- (9) 本売出しについては、本日付で証券取引法による有価証券通知書を提出する。

3. 第三者割当による自己株式処分（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 処 分 株 式 数 当社普通株式 90,000 株
- (2) 処 分 価 額 売出価格決定日に決定する。なお、処分価額は引受人の買取引受による売出しにおける処分価額と同一とする。
- (3) 割 当 先 及 び 野村證券株式会社 90,000 株
割 当 株 式 数
- (4) 申 込 期 間 平成 16 年 7 月 26 日(月)から平成 16 年 8 月 2 日(月)までの間のいずれかの日。
(申 込 期 日) ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の翌営業日とする。
- (5) 払 込 期 日 平成 16 年 7 月 27 日(火)から平成 16 年 8 月 3 日(火)までの間のいずれかの日。
ただし上記(4)申込期間に記載の申込期間(申込期日)の翌営業日とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 16 年 7 月 28 日(水)から平成 16 年 8 月 4 日(水)までの間のいずれかの日。
ただし上記(5)払込期日に記載の払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(4)申込期間に記載の申込期間(申込期日)迄に申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
- (9) 上記の処分価額、その他本自己株式処分に関し必要な一切の事項の決定については代表取締役社長長谷川常雄に一任する。

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

今般、上記自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）を実施することといたしました。これは設備資金に充当するため（「4. 自己株式の処分による手取金の使途」をご参照ください。）また当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

今回の株式売出しにおきましては、上記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しの他に、上記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しとは別に、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 90,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限株数を示したものであり、需要状況により減少し、又は売出しそのものが中止される場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 16 年 6 月 14 日(月)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする 90,000 株の自己株式処分（以下「第三者割当による自己株式処分」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の 2 営業日後を払込期日（以下「第三者割当による自己株式処分の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から第三者割当による自己株式処分の払込期日の 5 営業日前までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当による自己株式処分にかかる割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当による自己株式処分における処分株数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、第三者割当による自己株式処分における最終的な処分株数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	949,650 株	（平成 16 年 5 月 31 日現在）
処分株式数	940,000 株	（注）
処分後の自己株式数	9,650 株	（注）

（注）上記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」の処分株式数に加え「3. 第三者割当による自己株式処分」の割当株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です。

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

4. 自己株式の処分による手取金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の自己株式の処分にかかる手取概算額 776,250 千円(株式会社東京証券取引所市場第二部における平成 16 年 6 月 4 日(金)現在の終値を基準として算出した見込額)については、本売出しによる自己株式処分と同日付をもって決議された第三者割当による自己株式処分の手取概算額上限 83,250 千円と合わせ、手取概算額上限 859,500 千円について全額を設備資金に充当する予定であります。

なお、手取金を充当予定の設備計画は、以下のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了予定	
キューサイ(株) 宗像青汁工場	福岡県 宗像市	青汁関連事業	粉末製造設備	710	6	自己株式の 処分資金及び 自己資金	平成 16 年 3 月	平成 18 年 8 月	-
キューサイ(株) 中央研究所	福岡県 宗像市	青汁関連事業	農薬分析	177	-	自己株式の 処分資金及び 自己資金	平成 16 年 3 月	平成 18 年 8 月	-
キューサイ(株) 本社	福岡市 中央区	青汁関連事業	情報分析	13	1	自己株式の 処分資金及び 自己資金	平成 16 年 4 月	平成 18 年 9 月	-
キューサイ(株) 福岡食品工場	福岡市 南区	冷凍食品事業	冷凍食品製造 設備の更新	602	1	自己株式の 処分資金及び 自己資金	平成 16 年 3 月	平成 18 年 8 月	-
キューサイ(株) 宗像食品工場	福岡県 宗像市	冷凍食品事業	冷凍食品製造 設備の更新	398	1	自己株式の 処分資金及び 自己資金	平成 16 年 3 月	平成 18 年 8 月	-
合計	-	-	-	1,900	9	-	-	-	-

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

以 上

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。